



令和2年3月25日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証JASDAQ市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2207)

Group Lease PCL、J Trust Asia Pte. Ltd への転換社債契約解除のお知らせ

Group Lease PCL (以下、GL) は JTrust Asia PTE. LTD. (以下 JTA) に対して発行済みの転換社債 5000 万ドルの契約を解除したことをタイ証券取引所にリリースいたしました。当該リリースの内容を日本語訳にてお知らせいたします。

大株主として当社は GL の決断ならびに、J トラストグループから損害を取り戻す全ての活動を支持するものです。

また、本件についてはすでに、主なものだけでも、シンガポールでの民事訴訟裁判にて「JTA が起こした訴えが棄却、費用等の支払い」が命じられており、タイの裁判所では「JTA が起こした GL に会社更生法適用する訴えが複数回棄却」、それら会社更生法申立てに関する GL が起こした「損害賠償請求が認められ、損害賠償 6 億 8550 万バーツ (約 23 億円) を支払うよう JTA に対して判決が出て」おります。当社としてはこれらの裁判所の決定は、J トラストグループの裁判提起や主張に根拠がなく、理不尽であるということを考えますと、当社としては当然の決定であると考えますが、それらの判決が JTA の「悪意」を明白に認定していることも含め、歓迎しております。

(以下、GLのプレスリリース翻訳)

本件は Group Lease Public Company Limited (以下「GL」) と JTrust Asia Pte. Ltd. (以下「JTA」) との間で締結された、年利 5%、期間 3 年間、2020 年 3 月 20 日に満期を迎える転換社債型新株予約権付社債 No. 1/2017 の引受けに関する年利 5,000 万米ドルの投資契約(以下「本投資契約」といいます。)に関してお知らせするものです。

その後、JTA は、GL を相手取り、本投資契約を無効として取消を求めて、Black Case Por. 83/2561 として民事裁判所に民事訴訟 (以下「本件民事訴訟」とします) を提起しておりました。本件民事訴訟は現在も係属中であり、確定しておりません。また、GL は、2020 年 2 月 28 日に、JTA が GL に対して提起した訴訟紛争により生じた損害について、JTA が本投資契約に違反する旨の通

知書を JTA に送付しました。GL は、JTA に対し、通知書の日付から 15 日以内に JTA が被った損害を賠償する等の措置をとるよう要求しました。しかしながら、JTA は求めに応じて損害を賠償しなかったため、GL は 2020 年 3 月 16 日付で本投資契約を解除しました。上記により GL には本投資契約に定められた利息及び元本の支払い義務は存在しないものです。

なお、本投資契約の解除は GL のその他の負債に影響を与えるものではありません。今後何らかの進展があった場合には、適宜、報告してまいります。

以上、謹んでお知らせいたします。

以 上